

令和5年度償却資産(固定資産税)申告の手引き

工場・商店・農業等を営まれている方、駐車場やアパート等の不動産賃貸業を行っている方で、鹿屋市内に事業用資産を所有されている方は、地方税法の規定により、毎年1月1日現在で所有している償却資産について、資産の所在地の市町村長に申告することが義務付けられています。

つきましては、申告書類を同封しましたので、この手引きをご覧いただいたうえで申告書を作成し、提出期限(1月31日(火))までに償却資産申告書および種類別明細書をご提出ください。

※申告書提出前に記載漏れや誤りがないか、別紙【記載例】の番号と確認してください。

チェック項目			
申告書	申告書の記入漏れはありませんか？		記載例 1
	<input type="checkbox"/>	所有者の住所、氏名の記入	① ②
	<input type="checkbox"/>	個人番号(マイナンバー)又は法人番号	③
	<input type="checkbox"/>	申告に応答する方の氏名・連絡先	⑥
	<input type="checkbox"/>	関与する税理士等の氏名・連絡先	⑦
	<input type="checkbox"/>	前年中に減少したものの取得額	⑨(口)
	<input type="checkbox"/>	前年中に取得したものの取得額	⑨(ハ)
	<input type="checkbox"/>	事業所等資産の所在地	⑩
	<input type="checkbox"/>	借用資産がある場合、リース会社等の名称や資産名	⑪
<input type="checkbox"/>	前年との資産の増減	⑬	
種類別明細書	種類別明細書の記入漏れはありませんか？		記載例 2
	<input type="checkbox"/>	増加した資産の取得年月、取得価額、耐用年数等	①～⑥
	<input type="checkbox"/>	増加事由欄に該当する数字	⑦
	<input type="checkbox"/>	減少した資産の名称、減少の事由、区分等	⑧ ⑨
控え	<input type="checkbox"/>	控えが必要な方は必ず申告書及び明細書の写しをご用意ください	

【目次】

I	償却資産の申告について	・・・・・・・・・・	P 2～5
II	償却資産とは	・・・・・・・・・・	P 5～7
III	償却資産の評価額の計算方法について	・・・・・・・・・・	P 8～9
IV	よくある質問	・・・・・・・・・・	P 9～10

【問合せ及び提出先】

鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号
鹿屋市役所 総務部税務課(16番窓口)
電話：0994-43-2111 内線 3125・3129

I 償却資産の申告について

1 申告が必要な方

令和5年1月1日現在、鹿屋市内に事業用の償却資産(土地、家屋以外の資産)を所有している個人及び法人の方で、その事業に用いることができる事業用資産を所有している方は、申告が必要となります。

2 申告期限

令和5年1月31日(火)

3 提出書類

- (1) 償却資産申告書
- (2) 種類別明細書(緑色:増加資産・全資産用)
- (3) 種類別明細書(赤色:減少資産用)
- (4) 減価償却明細書や固定資産台帳等の写し

※申告書の控えが必要な方はご自身で控えをご用意ください。

【初めて申告される方】

申告の種類	申告書	種類別明細書		留意事項
		緑色	赤色	
申告する資産がある方	○	○	/	種類別明細書(増加資産・全資産用)に全ての資産を記載する。
申告すべき資産がない方	○	/	/	申告書の備考欄に「償却資産なし」と記載する。

【今までに申告されたことのある方】

申告の種類	申告書	種類別明細書		留意事項
		緑色	赤色	
減少資産がある方	○	/	○	種類別明細書(減少資産用)に減少した資産を記載する。
増加資産・減少資産の両方ともある方	○	○	○	種類別明細書(増加資産・全資産用)に増加した資産を、(減少資産用)に減少した資産を記載する。
増加資産・減少資産の両方ともない方	○	/	/	申告書の備考欄に「変動なし」と記載する。
申告すべき資産がない方	○	/	/	申告書の備考欄に「償却資産なし」と記載する。
事業を廃止した方	○	/	/	申告書の備考欄に解散・廃業等その旨を記載する。

※ 令和5年1月1日現在所有している償却資産の内容（取得年月、取得価額、耐用年数等）について、今回初めて申告する方又は令和4年1月2日以降に事業を開始された方は全ての資産を、それ以外の方は前回の申告から増加又は減少した資産を申告してください。

※ 解散、廃業、休業、移転、名称を変更された場合及び資産の変動がない場合は申告書の備考欄にその旨を記載し申告してください。また、所有権移転（資産の売買・譲渡等）をされた場合も申告書にその旨ご記載ください。

※ 申告書の作成にあたっては、固定資産台帳や法人税申告書、減価償却明細書等を基に行い、照合確認書類として、減価償却計算明細書や固定資産台帳等の写しの添付をお願いします。

4 申告書の提出先

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番 1 号

鹿屋市役所 総務部税務課（1階⑩番窓口）※各総合支所でも受け付けています。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、可能な限り郵送による申告にご協力ください。控えの返送を希望される方は、必ず返信用封筒（切手貼付・宛先記入）を同封してください。窓口及び郵送による申告をされる方で控えが必要な方は、ご自身で控えをご用意くださいますようお願いいたします。

5 電子申告について

鹿屋市では、インターネットによる電子申告（eLTAX：エルタックス）の受付を行っています。償却資産申告書の提出も可能です。

（1）eLTAX(エルタックス)とは

地方税における申告等の手続きを、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。

（2）eLTAX の特徴

- ・窓口への持参や郵送の手間がなくなります。
- ・eLTAX に対応した市販の税務・会計ソフトで作成したデータが使えます。
- ・利用時間は 8 時 30 分から 24 時までです。（土・日・祝日、年末年始を除く。）

（3）利用可能な手続き

税 目	利用可能な手続き
固定資産税	償却資産申告
個人市県民税	給与支払報告書等
法人市民税	確定申告等

（4）ご利用方法

eLTAX のホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。また、ご不明な点等ございましたら、以下までお問い合わせください。

地方税共同機構 eLTAX ヘルプデスク Tel : 0570-081459

6 企業の電算処理により申告をされる場合について

鹿屋市では、**全資産申告となります**。電算処理により申告される場合は、毎年度、増減のあった資産だけでなく、令和5年1月1日現在、鹿屋市内に所有しているすべての償却資産について申告してください。

7 申告されない方、申告漏れまたは虚偽の申告をされた場合

正当な理由なく申告をされない場合は、地方税法及び鹿屋市税条例の規定により過料を科せられることもありますので、期限までに必ず申告してください。

申告漏れの場合、地方税法の規定により資産を取得した翌年まで遡って課税することになります。決算時等に申告漏れ、申告誤り等が判明した場合は、速やかに修正申告をしてください。

また、虚偽の申告をされた場合は、同法の規定により罰金を科せられることになります。

8 実地調査協力をお願い

鹿屋市では、申告内容の確認や未申告者の調査に取り組んでいます。地方税法の規定に基づき、減価償却資産明細書等の写しの提出をお願いすることや、償却資産の調査に伺うことがありますので、その際にご協力をお願いします。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、現年度を含め5年分まで遡及して修正することもあります。過年度分について追加課税となった場合は、通常と異なり納期は1回となりますので、ご了承ください。

9 国税資料等の閲覧について

鹿屋市では、地方税法の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と鹿屋市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

10 非課税及び課税標準の特例について

(1) 非課税の規定について

地方税法第348条、同法附則第14条の規定に該当する償却資産は、固定資産税が非課税になります。該当する資産を所有されている方は、別途非課税申告書及び非課税に該当することが確認できる書類等の提出が必要となります。

(2) 課税標準の特例について

特例が適用される設備に対しては、地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定に基づき「課税標準の特例」を設け、税負担の軽減等が図られています。

該当する資産を所有されている方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）にその名称等を記入するとともに、摘要欄に「特例該当」と記入し、特例に該当することが確認できる書類や適用条項（根拠規定）等を添付してください。

(3) 中小事業者等が先端設備等導入計画に基づき、新規取得した設備等に係る課税標準の特例について

中小企業者等が中小企業等経営強化法の規定により認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、令和5年3月31日までに取得した、機械、装置、工具、器具、備品、建物付属設備（償却資産として課税されるものに限る。）、構築物、事業用家屋で、特例適用の要件に該当するものについては、3年間課税標準を0とする特例を受けることができます。（構築物及び事業用家屋は令和2年4月30日から令和5年3月31日までに取得したのものに限る。）

特例の適用には、以下の書類すべてが必要となります。（写し可）

- ① 先端設備等導入計画の申請書
- ② 先端設備等導入計画の認定書
- ③ 工業会等による生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書

※ 特例の適用には、先端設備等導入計画を市の商工振興課に申請し、認定を受けていることが必要です。詳しくは市のホームページをご確認ください。

II 償却資産とは

1 償却資産の範囲と種類

固定資産税の申告対象である「償却資産」とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる減価償却資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるもの（法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）です。

【償却資産の種類】

種	類	具 体 例
第1種	構 築 物	【構築物】 舗装路面、庭園、門、塀、緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、外灯（屋外配線・配管等）
		【建物付属設備】 受・変電設備、予備電源設備、内装・内部造作等
第2種	機械及び装置	太陽光発電システム、各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、大型特殊自動車（分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」の車両、農業用機械等 ※
第3種	船 舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両・運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、その他の運搬具等 ※ <u>軽自動車税・自動車税が課税されるものを除く。</u>
第6種	工 具、器 具 及 び 備 品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

【業種別の主な償却資産】

業 種	主な償却資産
各 業 種 共 通	駐車場設備、受変電設備、発電設備(太陽光含む)、舗装、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小 売 業	陳列ケース、レジスター、自動販売機、冷蔵・冷凍庫等
飲 食 業	接客用家具、厨房設備、カラオケ機器、冷蔵・冷凍庫等
理 容 ・ 美 容 業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、ドライヤー等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯・乾燥機、脱水機、プレス機、ミシン等
医 療 ・ 薬 局 業	各種医療機器、キャビネット、待合椅子、テレビ等
駐 車 場 業	フェンス、駐車装置、照明等の電気設備等
工 場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、構内舗装、溶接機等
ホ テ ル ・ 旅 館 業	洗濯設備、ボイラー、自動織機洗浄機、製氷機等
娛 楽 業	パチンコ・パチスロ台、島設備、ゲームマシン、両替機等
印 刷 業	印刷機、活字盤鑄造機、裁断機、事務用機器等
建 設 業	ブルドーザー、タイヤショベル、ユンボ、コンクリートカッター、ミキサー等
自 動 車 製 造 業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、オイルチェンジャー、洗車機、コンプレッサー、ガソリンタンク、各種工具、
ガソリン販売業	独立キャノピー等
農 業	農業用ハウス(簡易な構築物)、歩行型トラクター、乾燥機、野菜洗浄機、脱穀機等 ※ 軽自動車税・自動車税が課税されるものを除く。
不 動 産 賃 貸 業	屋上看板、緑化設備、側溝、自転車置場、ルームエアコン等

2 その他の資産

(1) 申告が必要な資産

- ①耐用年数(使用可能期間)が1年以上で、取得価額が10万円以上の資産
- ②取得価額が10万円未満の資産であっても個別に通常の減価償却を行っている資産
- ③企業会計上建設仮勘定で経理されている資産であってもその一部または全部を、1月1日現在事業の用に供しているもの
- ④遊休未稼働の資産であっても、1月1日現在事業のために用いることができる状態にあるもの
- ⑤耐用年数を経過し償却済みとなった資産であっても、事業のために用いることができる状態にあるもの
- ⑥割賦買入資産で、割賦金を完済してないものであっても、すでに事業のために用いられているもの

- ⑦清算中の法人が、自ら清算事務のために用いているもの。あるいは、他の事業者
者に事業用資産として貸し付けているもの

(2) 申告が必要でない資産

(下記②③の場合でも個別に通常の減価償却を行っている場合は、申告が必要です。)

- ①耐用年数が1年未満の資産
- ②取得価額が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（いわゆる少額償却資産）
- ③取得価額が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年間で一括して均等償却するもの（いわゆる一括償却資産）
- ④自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産
- ⑤無形減価償却資産（ソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権等）
- ⑥果樹（茶木・みかん木等）、家畜（牛・豚等）等の生物（観賞用・興行用等に供するものは申告が必要です。)

3 取得価額及び特別償却について

償却資産の取得価額とは、原則として他から購入した償却資産については、その購入代金（運賃や手数料等の付帯費の額を含む。）、自己の建設・製作・製造などに係る償却資産については、そのために要した原材料費・労務費及び経費の額（運賃や手数料等の付帯費の額を含む。）によるものとされていますが、これらの額が、その取得時において通常支出すべき金額と認められる額と著しく相違すると認められる場合においては、通常支出すべき金額によることとされています。

また、国税では圧縮記帳の制度がありますが、固定資産税（償却資産）においては、その資産の本来の価格、つまり取得時における適正な時価を課税標準としなければならないものであり、その適用が認められていません。よって、償却資産での申告は圧縮前の取得価額で申告してください。

租税特別措置法の規定による特別償却についても、固定資産税（償却資産）ではその適用が認められていませんので、特別償却による償却率を適用しないよう注意してください。

Ⅲ 償却資産の評価額の計算方法について

1 評価額等の算出方法

減価残存率表(抜粋)							
耐用年数	耐用年数に 応ずる減価 率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に 応ずる減価 率 r	減価残存率	
		前年中取 得のもの A	前年前取 得のもの B			前年中取 得のもの A	前年前取 得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955
26	0.085	0.957	0.915	51	0.044	0.978	0.956

A=1-r/2 『固定資産評価基準』別表第15 「耐用年数に応ずる減価率表」より作成
B=1-r

①評価額

令和5年1月1日現在の価額で、固定資産課税台帳に登録されるものです。

(償却方法は、旧定率法で行います。)

評価額=取得価額×A×Bⁿ⁻¹

※A、Bの引用は前頁減価残存率表より耐用年数に基づく数値を採用します。

※nは取得してからの経過年数となります。

※特例適用対象資産以外は、評価額=課税標準額となります。

例) 取得価額1,000千円、耐用年数7年の機械をR4年中に取得した場合
R5年度評価額(課税標準額)は1,000千円×0.86=860千円

②税 額

課税標準額×税率（1.4％）

※所有している償却資産の評価額(課税標準額)の合計が、150万円を超えない場合、固定資産税は課税されませんが申告は必要です。

V よくある質問

Q 1. 償却資産の申告とはなんですか。

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供するための資産で、土地・家屋と同様に固定資産税が課税されます。

個人法人を問わず事業をしている方は、地方税法の規定により、毎年1月1日時点で所有する事業の用に供する資産を、その資産が所在する市町村に申告しなければなりません。

Q 2. 鹿屋市以外に償却資産を持っている場合は、どこへ申告すれば良いですか。

償却資産の申告は、資産所在地の市町村長に申告していただくことになっています。鹿屋市以外に所在する資産については、資産が所在する市町村へ申告をお願いします。

Q 3. 税務署に確定申告をしていますが、市役所にも申告する必要があるのですか。

税務署への申告は所得税・法人税等の国税の金額を算定するもので、市町村が課税をする固定資産税の算定のための償却資産申告とは別のものになります。そのため、償却資産を所有している場合は、税務署への申告とは別に、償却資産申告書を市役所へ提出する必要があります。

Q 4. 償却資産の申告をしなかった場合や、虚偽の申告をした場合はどうなりますか。

資産をお持ちの方で正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法及び鹿屋市税条例の規定により過料を科せられる場合があるほか、固定資産税の不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので期限内に申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法の規定により罰金等を科せられることがあります。

Q 5. 1月からの1年間、償却資産の購入や廃棄がない場合にも申告は必要ですか。

資産の増減がなくても、賦課期日（毎年1月1日）現在に所有している資産を、毎年1月31日までに申告しなければなりません。

Q 6. 償却資産は数品しかありませんが、申告は必要ですか。

地方税法の規定により、事業用の償却資産の所有者は、毎年1月1日現在に所有している償却資産の状況等を1月31日までに申告する義務があります。所有されている償却資産が少ない方や資産に増減のない方も、必ず申告してください。

Q 7. 家庭用にも事業用にも使用する備品類は償却資産の対象となりますか。

家庭用として使用する資産であっても事業の用に供する資産であれば、償却資産の対象となります。

Q 8. 1月2日以降に閉店した場合も固定資産税を納付しなければなりませんか。

固定資産税は、賦課期日（毎年1月1日）現在に所有する資産について課税されますので、1月2日以降に閉店し資産を譲渡・処分した（資産の増減があった）場合でも、その年度の固定資産税は納付してください。

Q 9. 事業所を廃止・閉鎖した場合にも申告は必要ですか。

鹿屋市では、事業所を廃止・閉鎖した場合もその旨を申告していただくようお願いしています。その際は、申告書の「18 備考（添付書類等）」欄に閉鎖・廃業・解散・転出等をされた日付を記載してください。

Q10. 償却資産の申告を、会社の決算期日にあわせて申告してもよいですか。

償却資産の申告については、地方税法の規定により、会社の決算時期にかかわらず、賦課期日（毎年1月1日）現在における当該償却資産について、1月31日までに申告しなければなりません。

Q11. 誤って申告した場合はどのようにすればよいですか。

修正申告のご提出をお願いします。上部余白に赤字で「修正申告」と明記し、修正部分がわかるよう備考欄などにご記入ください。

Q12. 会社の福利厚生施設の設備・備品なども償却資産の対象となりますか。

福利厚生用の資産は、本来の事業の用に直接供されてはいませんが、事業を行うために必要なものとして申告の対象となります。

Q13. 耐用年数がわからない場合はどうすればよいですか。

「法定耐用年数」が財務省令で定められていますので、インターネットで「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表」と検索するとご覧いただけます。

Q14. リース資産についてはどのような取り扱いになりますか。

通常のリース契約の場合、原則として所有者であるリース会社に償却資産の申告義務があり、納税義務者となります。

ただし、ファイナンス・リース取引のうち、リース期間経過後にその資産を無償又は名目的な対価による譲渡、又は無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引の場合は、実質的な所有権は賃借人にあると考えられるので、賃借人に申告義務があります。